

大田市健康・体力づくり市民大会補助要領

(目的)

1. この要領は、市民のスポーツ活動に対する気運の醸成や運動の機会の提供を目的とし、大会開催競技団体に対して大田市が対象とする大会開催経費（以下「経費」という。）の一部を市が支援するため必要な事項を定めるものとする。

(予算)

2. 予算は、年度の予算範囲内での事業とする。

(対象経費及び補助額)

3. 補助の対象となる経費は、次に掲げる経費の1/2とし、10千円を上限とする。

①謝金、旅費、使用料及び賃借料、図書印刷費、用具費、通信運搬費、消耗品費、連絡調整費とする。（※食費は不可）

(申請手続き)

4. 大田市健康・体力づくり市民大会補助事業を申請、報告する場合の手順は別記のとおりとする。

(大会実施報告)

5. 補助金の交付を受けた団体は大会が終了したときは、速やかに関係資料を提出すること。

(※詳細は別記のとおり)

6. 上記以外で、必要な事項は別に定める。

別記（第4条および第5条関係）

- ①「補助金等交付申請書」を提出。

このとき併せて「実施計画書」および「収支予算書」を添付すること。

- ② 交付決定

- ③ 大会終了後1ヶ月以内に「補助事業実績報告書」を提出。

このとき併せて「収支決算書（領収書の写し）」および「大会写真」等を添付すること。

- ④ 実績報告等の内容を確認後、補助金の支払い （口座振込のみ） を行う。